

株式会社べるびゅー大栄

福祉用具貸与・特定福祉 用具販売サービス契約書

福祉用具 仁

福祉用具が必要となった者（以下「利用者」という）と福祉用具 仁（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスについて、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具・特定福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービス（以下「福祉用具サービス」という）を提供します。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結日から1年間とします。

2. 契約終了日の2日前までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し入れがない場合には、この契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条（福祉用具サービス）

本契約において「福祉用具サービス」とは、事業者が専門的知識に基づいて適切な福祉用具・特定福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定された福祉用具を貸与・特定福祉用具を販売するサービスをいうものとし、

2. 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い又はその介護に必要な福祉機器・介護用品をいい、重要事項説明書に記載の貸与・販売する福祉機器・介護用品をいうものとし、

3. 事業者が利用者に対して実施する福祉用具サービスの内容、費用等の事項は、サービス計画書及び福祉用具レンタル契約書に定める通りとします。

第4条（サービス従事者）

本契約において「サービス従事者」とは福祉用具専門相談員等、福祉用具サービスを提供するために事業者が使用する者をいうものとし、

2. 事業者は、福祉用具に関する専門知識を有し、利用者及びその介護者等に対して適切な相談・援助等を行うことのできるサービス従事者を選任し、福祉用具サービスの提供にあたるものとし、

第5条（貸与する福祉用具の選定・変更、提供の中止）

事業者は、福祉用具の選定にあたって、サービス従事者によって利用者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとし、

2. 事業者は前項の聴取に基づいて、利用者及びその介護者等に対して適切な福祉用具について説明を行い、利用者及びその介護者等と協議して福祉用具を選定します。

3. 事業者は定期的に又は契約者の要請に応じて、福祉用具の使用状況並びに利用者の心身・生活の状況等を確認するものとし、

4. 前項の結果又は医師・居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、福祉用具の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は利用者及びその介護者等と協議して福祉用具を変更し又はその提供を中止するものとし、

但し、本契約に基づく福祉用具サービスの提供について居宅介護サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとし、

5. 利用者及びその介護者等は、福祉用具の選定・変更などに関する主治医・医療機関その他関係機関との連携（助言・指導等）について、事業者に協力するものとし、

第6条（福祉用具の納品）

事業者は、福祉用具を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行い、福祉用具の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。

2. 事業者は、福祉用具を利用者へ引き渡すにあたって、利用者及びその介護者等に対して福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。

第7条（貸与された福祉用具の修理・交換）

利用者は、本契約に定めた福祉用具と異なるものが納品され、又は使用中の福祉用具について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該福祉用具について修理又は交換を行うものとします。

2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。但し、利用者又はその介護者等が事業者もしくはサービス従事者の指示・説明に反して福祉用具を使用したために故障・破損が発生した場合には、この費用は利用者が負担するものとします。

第8条（貸与された福祉用具の回収）

事業者は、本契約の終了又は福祉用具の交換・変更等により利用者から当該福祉用具の回収依頼を受けた場合には、速やかに当該福祉用具を回収するものとします。

2. 前項の場合に、利用者は、契約終了日又は回収依頼日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を支払うものとします。

3. 前項の契約終了日とは、利用者から回収依頼のあった日又は回収依頼日以降の契約者が希望する日を指すものとします。

4. 福祉用具の利用場所が事業者のサービス区域外にある場合には、利用者は事業者へ別途費用（回収料金）を支払うものとします。

第9条（サービス利用料金）

利用者は、サービスの対価としてサービス計画書に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2. 事業者は当月料金の合計額の請求書を、翌月10日前後までに利用者へ発行し、利用者はその料金を翌月末日までに支払います。指定金融機関の口座振替の利用も可能です。

3. 事業者の料金体系は、介護保険法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

4. 公的介護保険が適用とならない場合は、利用料金全額が利用者の負担となり、別途消費税をお支払いただきます。

5. 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正によりサービス利用料金、又は利用者の負担金の改正が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

6. 利用者は、いかなる理由による契約の終了であっても、すでに提供したサービスについては、所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。

第10条（料金体系の変更）

事業者はやむをえない事情により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の有効

期間中であっても契約者に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。この場合、事業者は利用者に対して、1ヶ月前に文書を持って通知するものとします。

2. 利用者は、前項の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。

3. 前項の場合には利用者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第11条（事業者、利用者及びその介護者等の義務）

事業者は、福祉用具について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとし、利用者及びその介護者等に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守させるものとし、

2. 事業者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなく福祉用具の仕様変更、加工・改造、分解・組立等を行うことはできません。

3. 事業者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。

4. 利用者は、転居、入院・死亡等、福祉用具の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

5. 利用者は、福祉用具の設置場所の変更または利用場所の変更が必要になった場合には、事業者へ事前に内容を通知するものとします。原則として福祉用具の移動は事業者が行い、利用者は別紙作業報告書に定めた手数料を事業者へ支払うものとします。

第12条（守秘義務）

事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限り福祉用具サービスを提供する上で知り得た利用者及びその介護者等に関する事項を第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し、サービス従事者が退職した後も継続します。

2. 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書で得ておくものとします。

第13条（その他の義務）

事業者は、利用者に対する福祉用具サービスの実施について記録を作成し、2年間は保管するとともに、利用者又はその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を実費負担で交付するものとします。

2. 事業者は、福祉用具サービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保管点検・運搬等について、安全衛生をふまえて適切な管理を行うものとします。

第14条（利用者による中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ文書にて通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第15条（利用者による契約解除）

利用者は、事業者が次の事項に該当する場合には、前条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができます。

① 事業者が、利用者又はその家族等に対し、不法行為を行った場合。

- ② 事業者が、第11条に定める義務に違反した場合。
- ③ 事業者が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
- ④ 事業者が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合。
- ⑤ 上記各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第16条（事業者による中途解約）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべき経営上及び事業所運営上のやむなき事情が発生した場合、利用者に対し、原則として1ヶ月前までに契約の理由等を記した文書をもって通知し、本契約を解約することができます。

2. 事業者は、本契約を解約する場合においては、居宅サービス計画が居宅介護支援事業者により作成されているときは、当該事業者へその旨を連絡し、利用者の希望に応じて他の福祉用具サービス事業所への紹介を致します。

第17条（事業者による契約解除）

事業者は、利用者が次の事項に該当する場合には、前条第1項の規定に関わらず、本契約を解除することができます。

- ① 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず故意に支払わない場合。
- ② 利用者又はその家族等が、事業者及びサービスの従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ③ 利用者又はその家族等と、事業者との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

第18条（契約の終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとし、事由発生後速やかに利用者又はその家族は、事業者に連絡をとるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 地震・噴火等の天災その他契約者の責めに帰すべからざる事由により福祉用具が消失又は破損し使用できなくなった場合。

第19条（連携）

事業者は、福祉用具サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。

第20条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情窓口に苦情を申し立てることができます。

第21条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、福祉用具の故障・欠陥により、もしくは福祉用具サービスの実施に伴って、又は第12条に定める守秘義務に違反して、利用者又はその介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第22条（損害賠償がなされない場合）

福祉用具サービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべからざる事由によって生じ

た損害は賠償されません。

特に以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- ① 利用者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、福祉用具の選定に必要な事項についてこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具サービスを原因としない理由に起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者又はその介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反し、又は第11条第2項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第23条（契約者の損害賠償責任）

事業者は、利用者の故意又は過失（第11条第1項及び第2項に定める義務の違反を含む）によって福祉用具が消失し、又は回収した福祉用具について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、利用者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払を請求することができます。

第24条（信義誠実の原則）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には事業者は介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第25条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者と事業者は誠意を持って協議の上、解決に努めるものとします。

第26条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄とする裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

（以下余白）

本契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ、各々1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(署名代行者) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

本人との関係 _____

署名代行の理由 _____

(事業者) 住 所 鳥取県東伯郡北栄町亀谷1461番地1

事業者名 福祉用具 仁

管理者名 福本 聡 ㊞

(説明者) 氏 名 _____ ㊞